

小城市建設工事共同企業体取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「市工事」という。）の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（施工対象工事）

第2条 共同企業体により競争を行わせることができる市工事は、次の各号のとおりとする。

- （1） 土木一式工事、建築工事一式にあっては、設計金額が2億円以上
- （2） 電気工事、管工事にあっては、設計金額が1億円以上
- （3） その他市長が認めるものにあっては設計金額が1億円以上

（構成員数）

第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2社又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。

（構成員の組合せ）

第4条 構成員の組合せは、発注工事に対応する業種に係る等級区分が最上位等級に認定されている者の組合せ、あるいは最上位等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとすること。

- 2 構成員は原則として県内業者とする。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外業者を構成員とすることができるものとし、また、市工事の性質上真にやむを得ない場合に限り県外業者のみを構成員とすることができるものとする。

（構成員の要件）

第5条 すべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- （1） 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種工事の実績を有しなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。
- （2） 建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

（形態及び出資比率）

第6条 共同企業体の形態は共同施工方式（甲型）とし、構成員の出資割合は各構成員の工事に関する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

また、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

（代表者）

第 7 条 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者であるものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

（結成手続き）

第 8 条 市長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- （１） 共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- （２） 工事場所
- （３） 工事概要
- （４） 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件
- （５） 認定資格の有効期間
- （６） 資格審査申請に必要な書類
- （７） 資格審査申請の受付期間及び受付場所
- （８） その他市長が必要と認める事項

2 資格認定の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- （１） 共同企業体協定書 （様式第 1 号）
- （２） 共同企業体編成表 （様式第 2 号）
- （３） その他資格審査に必要と認める書類

（資格審査等）

第 9 条 前条に規程により資格審査申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定する。

2 前項による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

（特定建設業の許可の有無）

第 10 条 共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第 2 条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち 1 社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り締結できるものとする。

（存続期間等）

第 11 条 市工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後 3 月を経過した日までとする。

ただし、当該工事満了後において、当該工事につき、瑕疵担保責任がある場合は、

各構成員は連帯してその責を負うものとする。

- 2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

（補則）

- 第 12 条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は平成 19 年 7 月 23 日から施行する。

(別紙様式 1)

〇〇建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、〇〇〇建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建築工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建築工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建築工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇 〇 〇 〇

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇 〇 〇 〇

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

〇 〇 〇 〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建築工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇 %

〇〇建設株式会社 〇〇 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建築工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳ひょう類を整備しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、建築工事の請負契約の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行本店(支店)とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建築工事を完成する日までは

脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建築工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散等に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、建築工事につき、かし担保責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外。社は、上記のとおり〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(別紙様式2)

〇〇建設共同企業体編成表

